

美郷町での「くらしごと」応援します!!

町では商工観光交流課内に「美郷暮らしサポートセンター」を設置し、住まいや仕事、子育てなど暮らしに関する相談やサポートの体制を整えています。

ここでは、そういった要望にお応えするため、町が行っている暮らしや仕事をサポートするための事業についてご紹介します。



美郷暮らし促進奨励金

平成31年1月から令和元年12月までに住宅整備(新築・購入・増改築・リフォーム)を行った方を支援します。

■ベース部分 住宅の固定資産税相当額の3倍の額

■該当するオプション(①~⑤)をベース部分に加算

- ①町内事業者施工の場合(10万円加算)
- ②移住世帯(10年以上町外在住者)の場合(20万円加算)
- ③18歳以下の子どもが同居する場合
(子ども1人当たり10万円加算)
- ④三世帯同居(孫世代が18歳以下)の場合(10万円加算)
- ⑤空き家バンク登録物件を取得した場合(10万円加算)

対象者 ●40歳未満の方または18歳以下(高校生相当)の子どもを扶養している方

対象家屋 ●令和2年度から新たに課税された家屋

交付申請 ●5月中旬に固定資産税の納税通知書が届いた後、美郷暮らし促進奨励金交付申請書に必要な書類を添えて、7月31日(金)までに町商工観光交流課へ提出してください。

交付要件 ●次の要件を満たす必要があります。

- ・町税その他使用料等を完納していること
- ・美郷町に定住(5年以上)することを目的に300万円以上の住宅整備(新築・購入・増改築・リフォーム)を行い、取得後6カ月以内に世帯員全員が美郷町に定住すること

起業者総合支援事業

創業等を目的とした店舗、事務所等の新築、増改築、設備等の取得に要する経費を補助します。また、創業後に町民を常時雇用する場合は、雇用者の人材育成を行う事業に対して補助します。

対象者 ●町内に住所を有する方で①か②に該当する場合

- ①事業を営んでいない個人が、町内で新たに事業を開始する場合
- ②町内で事業を営んでいる個人が、事業転換や新事業進出等を行うために町内で法人設立する場合

交付要件 ●次の要件を満たす必要があります。

- ・創業等する事業が助成対象外業種に該当しないこと(詳細については町商工観光交流課までお問い合わせください)
- ・町税その他使用料等を完納していること

補助金額 ●

- ①事務所等の新築、増改築、設備等の取得に要する経費の2分の1以内の額(最大200万円)
※工事費・取得費の合計額が100万円以上の事業を対象とします。
※設備等の取得は対象経費の2分の1の額までです。
- ②創業後3年以内に町民を常時雇用した場合、1人につき18万円(定額)
- ③上記雇用者の人材育成(研修等)に要する経費の全額(上限額:1人につき12万円)

申請期限 ●第1回:5月8日(金)、第2回:8月7日(金)、第3回:11月6日(金)
※交付決定の時期は受付日にかかわらず、おおむね申請期限の1カ月後となります。

まちなかエリア活性化促進事業補助金

六郷地区の商店街(中心市街地)に「にぎわい」を創出するため、対象地域の「空き店舗・空き家・空き地」の利活用を支援します。

対象者

- ①空き店舗・空き家・空き地の所有者
- ②空き店舗・空き家・空き地の利用事業者

※町税その他使用料等を完納していることを要件とします。

※「まちなかエリア活性化構想」に設定されているまちなかエリアおよびメインストリート区域(六郷地区の中心市街地内)が対象です。

申請期限 ●第1回:5月8日(金)、第2回:8月7日(金)、第3回:11月6日(金)
※交付決定の時期は受付日にかかわらず、おおむね申請期限の1カ月後となります。

対象経費および補助金額

【にぎわいスペース創出事業】

※貸借人が決まっていなくても申請できます。

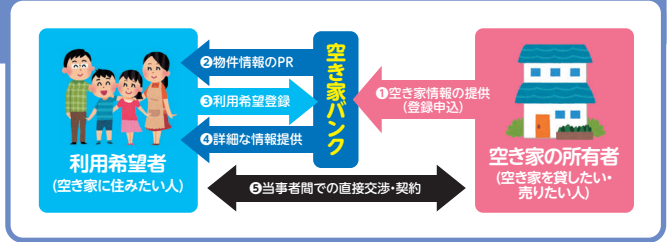
- ①空き店舗・空き家の改修、新増築等をするための経費
対象経費の3分の2の額(最大100万円)
- ②空き地の整地、舗装等をするための経費
対象経費の3分の2の額(最大50万円)

【にぎわいスペース活用事業】

空き店舗等を利用し、事業を行うために要する経費
対象経費の2分の1の額(最大200万円)

空き家バンク制度

空き家を売りたい、貸したいと考えている所有者の物件を空き家バンクに登録し、その情報を希望する方に紹介しています。
 空き家を借りたい、買いたい、事務所として活用したいという方が年々増えていきますので、興味のある方は町商工観光交流課までお問い合わせください。



空き家等活用移住定住促進事業

町内の空き家や空き地の解消、町への移住および定住化を促進するため、空き家や空き地を活用した宅地分譲、分譲住宅または民間賃貸住宅の整備を行う法人等に対し、空き家解体費等の一部を助成します。

対象者

- 宅地分譲整備事業または分譲住宅建設事業を行う場合
 宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業を営む町内事業者
 ※ただし、1区画の宅地分譲整備等を行う場合は、町内事業者(宅地建物取引業を営むことを問わない)も対象とします。
- 民間賃貸住宅建設事業を行う場合 町内に住所を有する個人または町内に事業所を有する法人

事業名	補助対象経費	補助率 補助限度額	事業イメージ
① 宅地分譲整備事業 (空き家活用型)	空き家解体費等	2分の1 50万円/棟	
② 分譲住宅建設事業 (空き家活用型)	空き家解体費等	2分の1 50万円/棟	
	分譲住宅建設費	20分の1 100万円/棟	
③ 分譲住宅建設事業 (空き地活用型)	分譲住宅建設費等	20分の1 100万円/棟	
④ 民間賃貸住宅建設事業 (空き家活用型)	空き家解体費等	2分の1 50万円/棟	
	賃貸住宅建設費	20分の1 300万円	
⑤ 民間賃貸住宅建設事業 (空き地活用型)	賃貸住宅建設費等	20分の1 300万円	

※住宅等連担区域とは、住宅、空き家、空き地、店舗または空き店舗が道路に沿って3以上隣接している区域をいいます。

空き店舗対策事業

町内の空き店舗等の解消を図るため、空き店舗等を借り上げて出店および起業しようとする事業者に対し、賃貸料の一部および出店に係る経費を助成します。

対象者

空き店舗等を借り上げて出店および起業しようとする事業者

分類	対象要件	助成内容
空き店舗活用型	空き家バンクに登録してある空き店舗・空き家の借り上げに係る契約期間が4年以上であること	・1年目～2年目: 賃貸料の2分の1の額(上限額5万円/月) ・3年目～4年目: 賃貸料の4分の1の額(上限額2.5万円/月)

問●町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909